

## 障害者任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項及び同施行規則第4条の16の規定に基づき、令和5年6月1日現在の障害者任免状況について公表いたします。

年度	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	【参考】法定雇用率
令和5年度	640.0人	18.0人	2.81%	0.0人	2.60%

(注) 障害の種別や程度の区分ごとの人数などについては、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認される恐れがあることから、公表を差し控えます。